

新潟県パートナーシップ制度利用者に利用可能な行政サービス等

【注意事項】

- ・この一覧表は、令和8年4月1日時点で利用可能な行政サービス等を記載しています。
 - ・この他、調整が整ったサービス等については、追加更新していきます。
 - ・各サービス等を利用するためには、パートナーシップ制度届出受領証等の提示のほか、各行政サービスの利用条件を満たす必要があります。
(詳細は各市町村にお問い合わせください。)
- 届出受領証等の提示が不要な行政サービス等の中には、新潟県パートナーシップ制度の利用の有無にかかわらず利用できるものを含みます。

●津南町

No.	行政サービス等の内容	URL	届出受領証等の提示		問い合わせ先		備考
			必要	不要	担当課等	電話番号	
1	住民票の表記（続柄）			○	税務町民課	025-765-3113	原則として世帯員が親族以外なら「同居人」と記載しています。
2	住民票の取得			○	税務町民課	025-765-3113	同一世帯の場合のみ取得できます。
3	軽自動車税の減免 一定程度の障害を有する者が所有する軽自動車や、生計を一にする者又は常時介護するものが運転する軽自動車税を減免			○	税務町民課 税務班	025-765-3113	
4	各種証明書の発行 同居している者に所得証明書など各種証明書を発行	https://www.town.tsunan.niigata.jp/soshiki/zejmuchomin/chouzeishoumei.html		○	税務町民課 税務班	025-765-3113	